

鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会（令和2年度第1回）会議録

日 時：令和2年8月20日（木）14時～15時30分

場 所：鎌ケ谷市役所本庁舎6階第1・第2委員会室

出席者：徳田訓康会長、鈴木和子副会長、大久保茂委員、須田康子委員、原沢健壽委員、  
立山浩一郎委員、石原徳子委員、田中誠次委員

欠席者：杉山宏之委員

事務局：西山健康福祉部次長、櫻井高齢者支援課長補佐(事)高齢者福祉係長、根岸副主幹  
(事)介護保険係長、園部地域包括支援係長、會澤主査、加藤主任主事

関係者：株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 桑原研究員

公開・非公開の区分：公開

傍聴者：0名

次第：1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 会議録署名人の選出について

(2) 第8期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）

(3) その他

4 閉会

議事

事務局

定刻になりましたので、ただいまから、鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会令和2年度第1回会議を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます、高齢者支援課の根岸と申します。よろしくお願いいいたします。

会議に先立ちまして、ご報告がございます。本日、船橋薬剤師会会長の杉山委員が欠席ということになりますので、ご了承を願います。

続きまして、健康福祉部次長、高齢者支援課長の西山より挨拶がございます。

事務局

皆様こんにちは。本当に今日は酷暑の中おいいただき、またコロナウイルスがある中お集りいただいたということで、どうもありがとうございます。

この会議は高齢者の施策の大事な大黒柱となっている会議だと認識しております。特に今年は今令和3年から5年までの高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画を策定する年になっておりまして、先生方にはこちらを本日ご協議いただくこととなっております。

現在鎌ケ谷市の65歳以上の人口ですが、28パーセントということでございます。3万

人を超えてきたということなのですが、その内訳を見ますと、ちょうど半分ずつ、75歳以下の前期高齢者の方が14パーセント、それから後期の方が14パーセントという事でちょうど半分ずつになっております。

これからは、今後3年、5年と致しますと、後期高齢者の方々、75歳以上の方が今度は増えていくと、逆転現象になると予測されています。

また、その中で一人暮らしの方、それから高齢者のみでお住まいの方が今後も増えていくだろうと予想されておまして、今後作ります第8期計画におきましては、高齢者の方が地域の中で何とか自立して暮らしを支えて、みんなで支えていかなければならないと、そういった計画にする必要があると感じております。

本日ご協議いただく計画内容なのですが、昨年度委員の皆様にもご意見をいただきました、アンケート調査や現在推進しております第7期計画の進捗状況の振り返り、というところまで出来上がっております。

このご報告をしながら、今後は、取り組みについて考えていきたいと思うのですが、今日はなにとぞ忌憚のないご意見をいただきまして私ども、そのご意見を取り組みに反映させていきたいと思っておりますので、暑い中ですがどうぞよろしくお願いしたいと思います。

#### 事務局

続きましては、この会の会長である徳田訓康様より一言、ご挨拶いただきたいと存じます。徳田会長、よろしくお願いいたします。

#### 会長

お暑い中ご出席ありがとうございます。

本日の注意事項ですが、第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画案となっております。本日議事進行につきましてよろしくご協力お願い申し上げます。

#### 事務局

ありがとうございました。ここで委員の皆さま方へお願いがございます。会議録を作成する都合上、本会議の議事を録音させていただきますことをあらかじめご了承願います。また、発言の際は、お手元のマイクのスイッチを押してから発言していただき、終了後にはもう一度スイッチを押してマイクをオフしていただきたいと思っております。

それではここでこれからの議事の進行を徳田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 会長

それでは、本日の議題に従いまして、議事を進めます。

この会議は、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、ただ今の出席委員は8人です。定足数に達していますので、会議を進めさせていただきます。

まず、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局

本日の傍聴希望者は、おりません。

会長

次に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。

事務局

本日の会議資料の確認をさせていただきます。お手元に、①本日の会議次第、②席次表、③資料1といたしまして「計画策定スケジュール」、④「第7期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を配付しております。

次に、事前配付させていただいておるものといたしまして⑤資料2「第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」、⑥「第8期計画策定のためのアンケート調査研究報告書」の資料がございます。以上6種類となります。

なお、青い表紙の冊子「第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査研究報告書」につきましては、会議終了後に回収させていただきたいと存じます。

資料の不足等がございましたら、お知らせください。大丈夫でしょうか。

会長

それでは、本日の議題（1）会議録署名人の選出についてに入ります。事務局の案はありますか。

事務局

今回の会議録署名人は、原沢委員と立山委員にお願いしたいと思っております。

会長

それでは、原沢委員と立山委員よろしくお願ひいたします。

次に、議題（2）「第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」について、事務局から説明願ひます。

事務局

議題（2）「第8期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について」事務局よりご説明いたします。

なお、ご質問・ご意見につきましては、事務局から議題に基づき資料の説明をひととおりした後に、皆様からお伺ひしたいと思ひますので、ご了承願ひます。

まず、お手元の資料1「計画策定スケジュール」につきましては、私の方からご説明させ

ていただきます。

冒頭、次長の挨拶にもありましたが、この「鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、高齢者に関する各種保健福祉事業、また介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年を1期として策定するものです。

あわせて、65歳以上の方の介護保険料につきましても、この事業規模に応じて決定し、計画に掲載することになっております。

この度、策定いたします第8期計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とするものとなっております。

それでは、今後のおおまかな計画の策定スケジュールについて申し上げます。

まず、本日の会議におきまして計画の骨子案等のご説明をさせていただき、次に、お手元の資料2「第8期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）」をベースとし、今後、国等から示される指標や計画を実現するための施策など、具体的なものを加え、10月に開催予定の第2回の本会議において素案の審議をしていただきます。

次に、12月から約1か月間、パブリックコメントを実施し、来年2月に開催予定の第3回の本会議においては、パブリックコメントの結果を踏まえ、最終計画案をご提示する予定でおります。

第3回会議で最終計画案について承認をいただければ、市議会への報告を済ました後、介護保険料額を規定している「鎌ケ谷市介護保険条例の改正案」を3月議会に上程しまして、令和3年4月から第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画がスタートするという流れになります。

今後の計画策定スケジュールについての説明は以上です。

続きまして、資料2「第8期計画（案）」の本編につきまして、課長補佐の櫻井から、資料編につきましては係長の園部からご説明いたします。

## 事務局

それでは私の方から第8期鎌ケ谷市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画についてご説明致します。お手元の資料をご覧ください。

まず、一枚目のページに「初めに」とありますが、このページには市長のあいさつ文を記載する予定としております。なお、この計画は現在作成中のため、このページのように空白のページがたびたび出て参りますが、空白の部分につきましては次回の協議会でご審議いただく予定としておりますので、ご了承ください。

続きまして次のページの目標をご覧ください。目次のとおり、この計画は第1章から第5章、及び次のページの資料編で構成されております。

それでは1ページをご覧ください。第1章計画策定にあたっての第1節、計画策定の背景と目的であります。背景と目的としましては、1ページ目の最後の段落の「本市では」という所から3行目「本計画においては」という所から私の方で読み上げさせていただきます。『本計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢

者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。2040年に向けて見込まれる介護需要の急増を緩和するためには、要介護状態になることをできる限り遅らせる介護予防を進めるとともに、中重度の要介護者が地域生活を継続できるしくみを整え、さらに、看取りや孤独死の問題にも対応していく必要があります。本計画の推進により、すべての高齢者が生きがいをもち、安心して暮らしていけるまちづくりをめざします。』以上が、背景と目的の主な内容になっております。

続きまして、2ページをご覧ください。第2節、計画の位置づけと策定体制、「1 計画の位置づけ」でございますが、本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に対するサービス目標量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」を一体化したものです。また、本計画は図表1の「本計画の位置づけ」にございますとおり、鎌ヶ谷市の総合基本計画、最上位計画である総合基本計画と、その他の部門計画と整合を図りながら策定してまいります。

それでは、3ページをご覧ください。「2 計画の期間」でございますが、この第8期計画は令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間としております。

「3 計画の策定体制」ですが、策定体制としましては、本日開催しております、鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会でご審議いただく他、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、広く市民の意見聞く機会を設け、策定することとしております。

次の「計画の進行管理及び評価」ですが、計画の進行管理、評価体制については、評価指標を毎年点検し、協議会などから意見聴取を行うこととしております。

続きまして、4ページでございますが、第2章 鎌ヶ谷市の高齢者を取り巻く状況の、第1節 高齢者の状況と、第2節 要介護（要支援者）認定者の状況につきましては、現在作成中のため次回の協議会でご審議いただく予定となります。

6ページをご覧ください。第3節 日常生活圏域の状況でございますが、日常生活圏域につきましては、第3期の計画以降、図表のとおり、中央・中央東・東部・南部・西部・北部の6つの地域を単位として設定をしておりますので、第8期計画においてもこの6つの日常生活圏域を継承することとしております。

7ページをご覧ください。「2 圏域別の高齢者・認定者の現状」でございますが、(1) 年齢別の高齢者数の圏域比較と、(2) 認定者数・認定率の圏域比較については、令和2年10月地点での数値を記載する予定としております。

続きまして、8ページと9ページをご覧ください。(3) 地域資源の圏域比較でございますが、こちらにつきましても、介護サービス事業所、高齢者向け住まい、医療機関、その他の地域資源等について本年10月1日現在の数字を記載する予定としておりますので、現在は空欄となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。第4節 アンケート調査結果から見た地域課題等についてでございます。こちらにつきましては、今年の1月から2月に行ったアンケート調査から見えてきた地域課題を記載してあります。この地域課題につきましては、時間の関係もございますので、いくつか抜粋してお伝えします。

まず1の(1)日常の動作ですが、アンケートでは運動機能の向上につながる日常の操作が、約2～3割が「していない」「できない」という結果となっています。このことから、今後の方向性としまして、要介護状態とならないためには、日頃から「階段を昇る、続けて歩く」などの日常動作の継続が大切です。

また、65歳以上の前期高齢の段階で、日頃から階段の昇りや続けて歩くことなどをできるだけ実践してもらい、75歳以上になっても日常動作が継続して行えるような地域ぐるみの取り組みが必要です、ということを経後の方向性としております。

続きまして、12ページをご覧ください(3)外出状況でございます。外出の状況につきましては、アンケートでは、高齢になるほど外出の機会が減っているという傾向が出ておりますので、今後の方向性としまして、前期高齢の段階から外出の機会を促す取り組みを実施し、週2回以上外出する機会を増やすことを目標にするなど、後期高齢者の閉じこもり対策を講じる必要があります、としております。

続きまして、15ページをご覧ください。(7)の健康寿命の延伸に向けた日常生活圏域別の現状分析でございます。こちらでは日常生活圏域ごとの地域の相関分析を行っております。まず、アの社会参加と現在の幸福度、要介護リスクの関係については、社会参加が多い地域ほど、住民の幸福度が高い傾向になるとされており、図表で見ますと、横軸の社会参加平均が多い東部地区では縦軸の幸福度平均も高い、逆に社会参加平均が低い北部地区は幸福度平均も低いという相関関係が出ております。

次に、16ページでございますが、現在の幸福度が高い地域ほど、要介護リスクが低い傾向があるということについて、図表で見ますと、幸福度平均の高い南部地区は、要介護リスクが低い、逆に幸福度平均の低い北部地区は、要介護リスクが高いという相関関係が出ております。

次に、イの、閉じこもり傾向と要介護リスクの関係については、閉じこもり傾向が低い、すなわち社会参加や外出が多い地域ほど、要介護リスクが低い傾向がありますが、図表で見ますと、閉じこもり傾向の高い北部地区や西部地区は要介護リスクが高い、逆に閉じこもり傾向が低い南部地区は、要介護リスクも低いというような相関関係が出ております。以上により、日常生活圏域別の現状分析から見える今後の方向性としましては、(ア)及び(イ)の分析から見える課題として、社会参加の促進が重要であること、外出を控えている高齢者の外出促進につながる施策を日常生活圏域ごとに検討していくことが、高齢者一人ひとりの要介護リスク低減につながります、としております。

それでは、21ページをご覧ください。21ページの第3章、計画の基本的な考え方です。第1節、計画策定に向けたポイントとして、国、厚生労働省の社会保障審議会が計画策定にあたって記載を充実する事項として示した6つの基本指針がございます。こちらの四角で囲った(1)から(6)になりますが、(1)2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備、(2)地域共生社会の実現、(3)介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)、(4)有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、(5)認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、(6)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強

化、以上の6つの基本指針に加え、24ページをご覧ください。7月27日に開催された、厚生労働省の社会保障審議会（介護保険部会）の基本指針に、「7 災害や感染症対策に係る体制整備」が追加されることとなりました。

続きまして25ページをご覧ください。第2節、鎌ケ谷市の地域包括ケアシステムについてですが、地域包括ケアシステムは、各市町村が地域の特性に応じて介護・医療・予防・生活支援・住まいと住まい方の5つの構成要素を総合的かつ一体的に提供するシステムを構築することとされています。

27ページをご覧ください。27ページには、鎌ケ谷市の地域包括ケアシステムのイメージ図が掲載されています。この図のとおり、医療と介護の連携や、認知症支援、介護予防などの取り組みを一体的に提供する、地域包括ケアシステムを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととしております。28ページをご覧ください。第3節、計画の目指す姿でございますが、第7期計画における課題や市民のニーズ、国が示す第8期計画策定にあたっての考え方、鎌ケ谷市総合基本計画や地域福祉計画等を踏まえ、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」をつくることをめざします。

29ページをご覧ください。第4節、計画の体系でございますが、本計画の目指す姿である、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して暮らせるまち」を実現させるための基本目標として、「1 地域包括ケアシステムの推進、深化」、「2 活力ある高齢者の活動支援」、「3 安心して暮らせる環境の整備」、「4 介護保険事業の適正な運営」の4つを基本目標として掲げ、それぞれの基本目標について施策の柱を設定し、計画の体系としております。

30ページをご覧ください。第4章、施策の展開でございますが、こちらにつきましては、先ほどの29ページの基本目標と施策の柱について市が取り組むべき具体的な事業を次回協議会までに記載することとしております。

次の31ページにつきましては、第5章、介護保険事業の効果的な運営について、現在作成中の為、次回の審議会でご審議いただくこととなります。

続きまして、32ページをご覧ください。第2節のサービス見込み量の推計手順でございますが、こちらに記載のとおり①から⑥の手順によりサービス見込み量の推計並びに第1号被保険者の保険料額を設定することといたしております。

次の33ページの第3節、介護給付費等の見込みについては次回の審議会でご審議いただくこととしております。

続きまして、34ページをご覧ください。第4節、介護保険料の設定でございますが、この第4節につきましては介護保険法で定められている介護給付費等の財源の内訳を説明するページとなっております。

37ページをご覧ください。「3 所得段階別保険料」でございますが、記載されている表は第7期計画における表でございますので、次回の協議会では、第8期計画における保険料一覧をご審議いただく予定としております。以上で第1章から第5章の説明を終わります。

## 事務局

続きまして、38ページから、資料編について説明させていただきます。

1番、第7期計画の実績と評価、目標1 活力ある高齢者の活動支援として、個別施策1 地域活動への参加支援ということがございます。こちらは老人クラブや老人憩いの家を支援しております。

2番目として、地域の活動拠点としてのサロンの整備として、地域の通いの場では、現在、老人憩の家が8か所で開設されています。また、談話室は14か所で実施しています。

個別施策2として、高齢者の就労支援として、シルバー人材センターへの支援と無料職業紹介所「わーくプラザ鎌ヶ谷」の活用を行っております。

個別施策3番目として、生きがいつくりの推進、1番、社会福祉センターの活用の中では、陶芸教室や手芸教室、囲碁・将棋などの趣味の場、また、保健師による健康相談、そして社会福祉センター文化祭の開催など、多くの高齢者の憩いの場として活用されています。2番目として、老人クラブの支援として、補助金を交付し、各老人クラブの活動を支援しました。また、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、囲碁・将棋大会、芸能大会等の開催支援をしました。そして40ページです。3番目として、世代間交流の充実として、高齢者が手作りのおもちゃを作成し、卒園児の記念品として保育園に寄付をしています。

41ページの目標2、地域包括ケアシステムの深化・推進のところの個別施策1として、在宅医療・介護連携の推進、1番として、地域の医療・介護サービス資源の把握として、医療・介護関係者が情報共有できる冊子の作成や市民が活用できる市内事業所ガイドブックの作成を行いました。2番目、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議では、連携推進、研修会を企画・実施するにあたり各専門職種の代表者を選出し、世話人会を立ち上げ、随時実施しております。42ページの5番目として、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置・運営では、平成29年度に、鎌ヶ谷市医師会に在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置しました。6番目として在宅医療・介護関係者の研修では、医療、介護の専門職種が必要となる知識について学び、共有でき、顔の見える関係づくりを構築し、連携が強化されました。具体的な研修実績は、表のご覧のとおりとなっております。

43ページの7番目として地域住民への普及啓発では、社会福祉協議会と共催で終活セミナーを実施しております。

次に、44ページ、個別施策2、認知症施策の推進として、1番目、認知症の理解を深めるための普及・啓発では、認知症サポーター養成講座を実施しております。実績についてはご覧のとおりです。また、45ページの(4)番、認知症の人の介護者への支援については、認知症の方を対象とした認知症カフェ「オレンジカフェ」を3か所設置しています。オレンジカフェの利用状況は46ページのご覧のとおりです。

47ページの7番目として、認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進では、認知症サポート医、医療・福祉・介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」が認知症の方又はその疑いのある方やご家族を訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとを伺い、支援を行ないました。48ページ、8番目、市民後見人の育成・活用では、市民、又



は市内在勤の方で市民後見人として活動できる方を対象に、市民後見人養成講座を開催し、認知症や障がいにより判断力が不十分な方の権利を守る「市民後見人」を養成しています。市民後見人養成講座の実績はご覧のとおりです。

次に、個別施策3番目として、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進につきましては、地域における支え合い体制づくりの実績は、生活圏域6エリアの中で、現在、4エリアの協議体が定期的に話し合いを実施しております。

49ページの個別施策の4番目として、高齢者の居住安定に係る施策との連携につきましては、住宅内の手すりの取り付けや段差解消等を行い、自宅で安心して暮らせる住宅環境を整える支援を進めました。介護保険を利用した住宅改修と鎌ヶ谷市高齢者すみよい住まいづくり助成事業があります。実績については50ページにありますのでご覧ください。

2番目として、特別養護老人ホームの整備につきましては第7期計画における特別養護老人ホームの整備数が140床のため、平成30年度に公募を実施し、2ヶ所の事業所を選定しました。公募により選定した事業所は令和2年度中に開所する予定です。

51ページの5番目として、災害時の避難場所につきましては現在社会福祉センターのほか特別養護老人ホーム7か所、障がい者支援施設1か所の合計9か所を福祉避難所として災害協定を締結しており、今後も福祉避難所の指定を増やしていきます。

52ページ、個別施策5番について、地域包括支援センターの機能強化として、1番目に総合相談支援機能の充実を挙げております。こちらは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者個人にどのような支援が必要かを把握し、地域における適切な医療や福祉サービス、介護サービス等につなげる等の支援を行いました。3か所の相談件数につきましてはご覧のとおりです。相談件数は年々増加しております。昨年度、南部地域包括支援センターは事務所をグリーンハイツ内に移転したため、全体の相談件数が増加しております。3番目の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務については、先ほどの相談件数に含まれております。説明は以上となります。

## 会長

ただいま説明がございましたけれども、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

では、私から一つお聞きします。基本的な考え方、21ページですが、介護予防・健康づくり施策の充実・推進となっておりますけれども、厚労省でも介護保険の見直しの中の項目に載っております、市では具体的になっていることがありましたら教えていただきたいと思えます。

## 事務局

高齢者支援課では現在、介護予防教室としてちよ筋教室と柔体操を行っております。また今年度認知症予防教室の開催を予定しております。また、今後自宅近くで集える場といった所を整備していかなければならないということで、今、基盤体制作りをしております。

## 委員

コロナウイルスの関係で、外出をするなどか、認知症予防には外出をして色々な人と話を  
して、運動もして、となっているのですが、今これだけ高齢者が増えて認知症のことが叫ば  
れているのに、コロナウイルスの関係で何も出来ないことに対する市の方策を教えてください。

#### 事務局

この自粛の期間、何も出来ない状況に陥っておりますが、どんな場面で感染が起きるか、  
どういうところでクラスターが起きるかということが、少しずつはっきりしてきました。市  
といたしましては、高齢者の方の集いが出来る老人憩いの家や談話室を、段階的に開くこと  
にしており、7月1日からオープンすることに致しました。感染が今ひとつ、どんな状況で  
発生するのかが分かっておりませんでしたので、囲碁・将棋・麻雀・カラオケ・合唱・ダン  
スのようなことは、人と人の距離が近いので休止していたところなのですが、この頃カラ  
オケでクラスターが起きることが分かってきました。でも、囲碁・将棋・麻雀は、ど  
こを見てもクラスターは起きていない状況ですので、感染予防に気を付けながら、徐々にや  
ってもいいですよということで、市は9月1日からの活動再開についてお知らせしており  
ます。ただ、ワクチンがまだ出来ていませんので、カラオケは実施しないでくださいとか、  
体が触れるダンスなどはご遠慮くださいというように少しずつ解除しております。老人ク  
ラブでは、外で行うグラウンドゴルフやゲートボールはやっても結構ですよということ  
を周知しております。ただし、マスクは運動する時には外すなど熱中症予防についてもお願い  
しておりますので、感染がどのような形で発生するのかということと考え合わせながら  
一つずつ広げていっているところです。

#### 会長

その他、何かありますか？

#### 委員

私は老人クラブから出ておまして、今まで40クラブあったところが今年は25クラ  
ブに減っています。その原因はリーダーの交代による現状が一番大きな問題です。40ペー  
ジの3番に世代間交流の充実とありますけれども、これは子どもたちのところよりも私た  
ちが考えるにはもっと上の中間層の方の交流が必要じゃないかなという思いがしています。  
コロナウイルスのこともあって、老人クラブは本当に今、何も活動ができなくなっておりま  
すけれども、来年以降も活動が出来るかどうか、皆すごく不安を持っています。ですので、  
中間層のリーダーを研修するとか、そういうことが必要ではないかと思っております。

#### 事務局

老人クラブの会員数は減少の傾向にあるということですが、実際に今おっしゃったとお  
り、今年度は減っている、解散している理由というのはリーダーが亡くなられたり体調不良  
により継続できなくなり、次の会長職を務めて下さる方がおらず、従って老人クラブが解散

してしまうという現状になっております。次のクラブを背負っていく、まさに次の世代のリーダーとなるような方を育てていくのが、老人クラブを育てていく手段としては大きいものだと思います。県老人クラブ連合会の方でリーダー研修などやっているかと思いますので、そういったものにも積極的に参加していただくなどして、市としても老人クラブの育成というものには、出来る範囲で支援をしていきたいと思っております。

#### 委員

50ページの資料について質問をさせていただきたいのですが、普及実績というところで、実際高齢者の方がどんどん増えていると思うのですが、平成29年・30年・31年では、30年はものすごく増加しているのですが、31年になるとまた減少という状況になっているのですが、これは何か鎌ヶ谷市として取り組みをしたから減っているのですか。

#### 事務局

今ご質問いただいたのは住宅改修で、介護保険の枠組みの中で自宅の手すりの設置や段差の解消について、その方の所得に応じて1割から3割の自己負担をしていただくという制度なのですが、平成30年の合計が436件、令和元年度が411件と3か年を通して数の変動がある理由について、次回の会議において要因分析等を行っていききたいと思います。

#### 会長

その他、いかがですか。

#### 委員

私は民生委員の立場で出席させていただいておりますが、アンケートの結果で15ページ16ページの北部地区について、ことごとく悪い例が出ておまして、この6地区でのアンケート調査の対象人数が北部だけ少なくて、こういう結果が出ているのかなとか思っているのですが、平均した人数でアンケートを取られたのでしょうか。

#### 事務局

アンケートについてですが、今回行いました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、市全体で3500件の調査を行いました。調査数は各地区で等しく、回答数も各地区で大きなばらつきはありませんでした。

#### 事務局

補足ですが、このグラフだけを見ると非常に地区の差もあるのですが、真ん中の点に鎌ヶ谷市というのがブルーで表示されている部分があります。これは全国から見ると非常に悪い訳ではなく、全国平均の幸福度は44.7パーセントで、鎌ヶ谷市は47パーセントあたりです。全国的に見れば鎌ヶ谷市は良い状況であると言えるところでございます。

事務局

このグラフに地区の名称を入れることについては、例えばこれを見た北部地区の人はあまり良い印象を持たれないのではないか、載せない方がいいのではないかという意見も市の方でも出ましたので、委員の皆様にご審議いただければと思います。

会長

市からご提案がありました、地区名を載せるか載せないかということについて、どうでしょうか。

委員

私としてはもし自分の地区が低いとちょっとショックだなというのと、逆にもしこれが本当だということであれば、なぜ高くしてくれないのか、と言いたくなるようなグラフだなと思いました。確かに47パーセントあると思うのですが、45.5パーセントや49.5パーセントまでを区切っているため、一般の方から見ると、下が0で上が100というふうに見えてしまい、このグラフだと誤解を受けやすいのではないかと思います。

会長

今ご意見がございましたが、省いた方がいいでしょうか？

委員

私どもは明日、第2層協議体の会議があり、これを報告しようかなと思っているところで、きちんとした人数でアンケートを取ったのかどうかを質問しました。北部地区の皆様はどう思うか分かりませんが、もっと暮らしやすい地域にしていくにはどうしたらいいのかと皆で話し合えば、地域が活発になるのではないかと思いますので、このままでよろしいと思います。

会長

北部地区は、地域における支え合い体制づくりの第2層協議体が出来ており、市で最初に行ったところですが。現在まで8回開催されており、移動販売などの買い物支援を行って地域のつながりを支援しようということを問題提起されるなど積極的な活動をされています。質問の内容を変えますが、37ページに保険料の14段階の表が載っていますが、この第1段階、第2段階、第3段階とそれぞれのパーセントというのは分かるのですか。

事務局

大変申し訳ありませんが、資料を今手元に持ち合わせておりませんので、次回ご提出させていただきます。

会長

分かりました。その他、何かございますか。

委員

24ページの7、※印のところ、災害や感染症対策に関わる体制整備が追加されたと書いてあるのですが、これはどのように考えているのでしょうか？

事務局

まずこれは国から示されたばかりで、どのような取り組みに据えていくかをこれからまさに話し合っていくところです。一つには今、市で取り組んでいる避難行動要支援者避難支援プランがそうなのですが、各自治会と協力してやっております。要支援者がどのくらいの割合でその地域にいるのかとか、災害時に避難が必要な方が近くに住んでいるということをお示しして、自治会と協働で個別支援プランを立てていくというようなことが入ってくると思っております。

会長

ほかに、何かありますか。

委員

この介護保険の計画書自体に、新型コロナウイルスの話を持ってくることは違うと分かっていますが、あまりにも世界的な影響が大きいのでお尋ねします。新型コロナウイルスに対して、現在介護保険で行っている対応、考え方、要介護認定の対処等について教えてください。

事務局

現在コロナウイルスの関係で介護保険法、厚生労働省から来ている内容について簡単ではありますが、ご説明させていただきます。まず、要介護認定についてですが、介護保険は各自治体が保険者として運営しているものであり、今般の新型コロナウイルス対策については、厚労省からの通知に基づき、各自治体の判断で特例的な取扱いを行っております。

保険料についてですが、当然コロナウイルスの関係で色々な方の収入減がありますので、減免や徴収猶予についてご相談いただき対応しているところであります。

事業所の運営についてですが、要認定者の利用機会の減少による収入減で事業所の経営が圧迫されて、最悪のケースは倒産ということもニュースで聞かれているところであります。これについては、国の補正予算により各自治体に交付金が交付されて、これを事業所の支援という形で支援することも考えられます。また、特例的な扱いとして、通常であれば点数の請求が出来ないような案件においても、コロナウイルスということで特別に減算をしないことで事業所の収入が出来るだけ減らないような仕組みが国の方から通知がきております。

また、事業所においてクラスターが発生した場合は、事業所に物資を配布したり必要な情

報を提供したりするなど、県と連携を図っているところでございます。

会長

ほかに質問はございますか。質問がなければ、本日、予定していた議事案件は終わりました。

それでは、議題（3）その他といたしまして、今後の予定について説明をお願いします。

事務局

次の鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会令和2年度第2回会議を、次第のとおり10月22日（木）に開催させていただきたいと考えております。委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。

会長

予定が入っています。

事務局

改めまして、こちらのほうで日程の方を調整させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

会長

ほかに発言はございますか。なければこれをもちまして、鎌ヶ谷市介護保険運営及び介護サービス推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年9月18日

署名人 原沢 健壽

署名人 立山 浩一郎